

平成23年度

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

交付規程

平成24年6月5日変更

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
交付規程

平成24年6月5日変更
S I I - 2 3 E - 規程 - 0 0 1

(通則)

第1条 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱(平成23年・12・07財情第2号。以下「交付要綱」という。))」、「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業実施要領(平成23・12・07財情第2号)」、「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金応募要領(以下「応募要領」という。))」及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の目的の達成を図るため、交付要綱に基づき造成される基金を管理する一般社団法人環境パートナーシップ会議(以下「EPC」という。)の委託により、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が行う補助金の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象者)

第3条 S I I は、次条において定める定置用リチウムイオン蓄電池(以下「蓄電システム」という。)を、日本国内において設置しようとする個人(個人事業主含む)又は法人、日本国内において個人(個人事業主含む)又は法人に貸与する法人(リース事業者、新電力(P P S)事業者等)(以下「補助事業者」という。)に対し、E P C が管理する基金の範囲内において、補助金を交付する。ただし、設置しようとする者又は貸与を受けようとする者自身が製造する蓄電システムを設置する場合についての交付は認めない。

(補助対象となる機器)

第4条 本事業で対象とする蓄電システムは、リチウムイオン蓄電池部に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、且つ安全等を定めた「定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金の補助対象基準」(以下「補助対象基準」という。)に準拠していることが、第三者である指

定認証機関の認証や審査に基づき S I I により認められているものである。なおリチウムイオン蓄電池部は、リチウムの酸化、還元で電気的エネルギーを供給する蓄電池であること。

- 2 蓄電システムは未使用品であるもの（中古品は対象外。中古品とは、一度でも蓄電をおこなったものをいう）
- 3 補助金予約決定通知前に、補助対象機器の契約又は購入、設置を行っていないもの。ただし、S I I が認める場合に限り、補助金予約決定通知前の契約又は購入、設置を認める。

（補助対象経費の区分及び補助率）

第 5 条 補助対象経費の区分及び補助率は以下の通りとする。

- 2 S I I が認める蓄電システムを設置する個人（個人事業主含む）の場合は、補助金額の上限を 1 0 0 万円とし、その範囲内で機器費の 1 / 3 を補助する。
- 3 S I I が認める蓄電システムを設置する法人の場合は、補助金額の上限を 1 億円としその範囲内で機器費の 1 / 3 を補助する。
- 4 S I I が認める蓄電容量が 1 0 k W h 以上の蓄電システムを設置する法人の場合は、補助金額の上限を 1 億円とし、その範囲以内で機器費及び付帯設備費、工事費の合計額の 1 / 3 を補助する。また、工事費の補助金額は、機器費の補助金額を上限とする。ただし、新築建物に設置する場合の工事費は補助対象外とする。
- 5 S I I が認める蓄電システムを民生用住宅の専有部分に設置する法人の場合は、当該部分一件当たりの補助金額の上限を 1 0 0 万円とし、その範囲内で機器費の 1 / 3 を補助する。
- 6 補助対象経費に財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社からの調達分（工事費等を含む。）がある場合、別に定める方法により利益等を排除して申請をすること。ただし、申請時において利益等の金額が明らかでないものについては、この限りでない。

（予約申請）

第 6 条 予約申請とは、S I I が申請件数及び金額を把握するためのものであり、補助金交付及び金額を決定するものではない。また予約決定時の申請予定額は、その後の交付申請時の上限金額となる。補助事業者は、蓄電システムの契約又は購入、設置を行う前に必ず予約申請を行わなければならない。補助金の予約を受けようとするときは、様式第 1 による補助金予約申請書を S I I に提出することとする。その際、提出は郵送によるものとし、配達記録が確認できるものとする。申請書は信書に該当するため、宅配便等で送付することは法律で認められていない。

- 2 S I I は予算の範囲内において、申請を先着順に受け付ける。
- 3 S I I は受け付けた申請に係る補助金の予定額が予算の範囲を超えると認められるときは、補助金申込みの受付を停止する。
- 4 公募期間、申請及び申請方法に係る手続きの詳細は別に定める応募要領による。
- 5 S I I は第 6 条第 1 項の規定による補助金予約申請書の提出があった場合には、審査を

行い、申請を受理すべきものと認めるものに対し、様式第2による予約決定通知書により補助事業者に通知する。

(交付申請及び実績報告)

第7条 前条第5項による予約決定通知後、補助事業者は、補助金の交付を受けようとする際に、申請した蓄電システムを契約又は購入、設置後、様式第3による補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表(以下「交付申請書」という。)をS I Iに提出しなければならない。その際、提出は郵送によるものとし、配達記録が確認できるものとする。申請書は信書に該当するため、宅配便等で送付することは法律で認められていない。

(交付決定及び金額の確定等)

第8条 S I Iは、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には審査を行い、申請を受理すべきものと認めるものに対し、様式第4による補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するとともに、通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

2 S I Iは第7条の規定による交付申請書の提出があった場合には審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行う。この場合において、S I Iは、適正な交付を行う必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

(交付の条件)

第9条 S I Iは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1)補助事業者は、法律、本規程、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- (2)補助事業者は、第11条第1項に該当するときは、あらかじめS I Iの承認を受けるべきこと。
- (3)補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、第13条の規定に基づき速やかにS I Iに報告し、その指示を受けるべきこと。
- (4)補助事業者は、S I Iが補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、S I Iの指示に従うべきこと。
- (5)補助事業者は、S I Iが第16条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (6)補助事業者は、S I Iが第16条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、S I Iが指定する期日までに返還するとともに、第15条第5項の規定に基づき加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第16条第6項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。

- (7) S I I は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。
- (8) S I I は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を速やかに補助事業者へ通知するものとする。
- ①返還すべき補助金の額
 - ②延滞金に関する事項
 - ③納期日
 - ④加算金
- (9) S I I は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、様式第5により報告させるものとする。
- (10) 補助事業者は、S I I が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (11) 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、第19条第2項の規定に基づき取得財産等の管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保提供等に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめS I I の承認を受けるべきこと。
- (12) 補助事業者は、第20条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収入が生じたときは、S I I の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付すべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業終了後、S I I の指示に従い、補助事業の効果等を報告すべきこと。
- (14) S I I は、第5条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、別に定める方法により計算される利益等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 第6条第5項の規定による予約決定の通知を受けた者は、何らかの理由により当該申請の取下げを行うときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第6による予約申請取下げ届出書をS I I に提出することとする。

(計画変更等の承認等)

第11条 予約決定通知書受け取り後に申請内容の変更が発生した場合、契約又は購入、設置する前に限り、様式第7による補助事業計画変更承認申請書をS I I に提出し変更の申請を行うことができる。但し下記に該当する計画変更に関しては予約申請取下げ届出書を記入・送付の上改めて予約申請書を作成・送付することとする。

- (1) 予約申請者の変更
- (2) 契約又は購入、設置する蓄電システムの変更

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I Iが第8条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者がS I Iに対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) S I Iは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

(3) S I Iは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I Iが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに様式第8による補助事業事故報告書をS I Iに提出し、その指示に従わなければならない。

(補助事業の承継)

第14条 S I Iは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、もしくは契約により共同申請者から補助事業者へ所有権移転がおこなわれる場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9による補助事業承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の支払)

第15条 S I I は、第8条第1項の規定により交付すべき補助金額を確定した後に、補助金を補助事業者に支払うものとする。

2 S I I は、前項の規定により補助事業者に対して補助金の支払いをするときは、補助事業者が提出した交付申請書に添付された補助金振込口座登録申請書に記載された補助金振込先に振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 S I I は、第10条第1項の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令若しくは本規程に基づく S I I の処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 S I I は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

3 S I I は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

4 S I I は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

5 補助事業者は、第3項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。

6 前項の補助金の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延納金を S I I に納付しなければならない。

(加算金の計算)

第17条 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 第16条第4項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について様式第3を提出するものとする。但し、様式第3の写しを取得財産等管理台帳として、備えておくこと。

3 S I I は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I I に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第10による財産処分承認申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の完了した日又は補助事業の中止もしくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間、S I I から交付された書類を保存しておかなければならない。

(S I I による調査)

第22条 S I I は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助事業者に対して所要の調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、S I I が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(補助金の基金への返還)

第23条 S I I は基金の解散後において、補助事業者から補助金の返還があった場合には、これをE P C に返還しなくてはならない。

(外部審査委員会の設置)

第24条 S I Iは補助金の交付業務の運営に関する重要事項を審議するため、外部審査委員会を設置する。

(その他の必要な事項)

第25条 S I Iは、補助事業の実施に当たって、補助事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定める。この場合、当該業務に従事する職員及びS I Iが業務契約等を締結するすべての者(第三者委員会の委員等を含む)に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定める。

2 S I Iは、補助事業者に対し、本規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項はS I Iが別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月5日に変更された。

(別表)

補助対象経費の区分及び補助率

対象経費の区分	内容	補助率
(1) 蓄電システム	定置用リチウムイオン蓄電池（ただし、応募要領で定められた要件を満たすものに限る）	1 / 3
(2) 工事費	付帯設備（ただし、応募要領で定められた内容のものに限る）、機器設置・据付工事費（ただし、応募要領で定められた要件を満たす場合に限る）	

※申請代行手数料は、補助対象としない。

※原則として、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、及びS I Iが認めた工事費以外は補助対象としない。

予約申請・個人申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金予約申請書

記入日 平成 24 年 4 月 9 日

1 / 3

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の予約を申請します。

●申請者情報

申請者氏名	フリガナ カンキョウ タロウ	電話番号 (03) 5565 - XXXX
	氏 環境 名 太郎	携帯番号 (090) 0123 - XXXX
		生年月日 新治 大正 40 年 1 月 1 日 昭和 平成
申請者住所	フリガナ トウキョウト チュウオウク キンザ	
	〒 123 - 7654 東京 都道 中央 市区 銀座10-11-12 府県 町村	
蓄電システム 設置場所住所 (上記、申請者住所と 異なる場合のみ記載)	フリガナ	
	〒 - 都道 市区 府県 町村	
	マンション・アパート名・部屋番号(即座番号は必ずご記入ください)	
	SHマンション501	
代理申請者情報 (代理申請者が手続きに 関する窓口となる場合のみ 漏れなくご記入ください)	<input type="checkbox"/> ← 本住所に郵便物を送付する場合は、NIしてください。	
	通知物送付先 宛名	
	フリガナ	フリガナ
	事業者名	担当者氏名
	部署名	連絡先電話番号 () -
	フリガナ	
	〒 - 都道 市区 府県 町村	
	マンション・アパート名・部屋番号(即座番号は必ずご記入ください)	

●設置・施工情報

蓄電システム 設置・施工日	予定日: 平成 24 年 5 月 20 日頃
------------------	------------------------

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機	
蓄電システム パッケージ型番	ABC-1234	
蓄電システム 見積金額 ※1	1000000 円	補助申請金額 ※2 333333 円

※1 見積金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※2 補助申請金額は、機器見積金額(消費税を除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SIJ」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIJが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

様式第1（個人申請者用）※同意事項

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 4 月 9 日

申請者署名	氏名 環境 太郎 	代理申請者 署名	(事業者名) () 担当者氏名 
	<small>※申請者本人が必ず署名捺印ください。</small>		<small>※代理申請者の担当者が必ず署名捺印ください。</small>

＜同意事項＞※必ずお読みください。

1. 申請書について
補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアティブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく予約申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りが判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。
2. 予約申請について
SIIからの補助金の予約者決定通知前において、補助対象として申請した設備の購入、契約又は設置を済ませた場合は、補助金を受給できません。
3. 予約受付について
予約申請の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げたことを条件に予約申請の決定を致します。
4. 予約申請の取り消し、補助金の返還、罰則等について
本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに予約申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
5. 計画変更等
申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、SII指定の様式「補助事業計画変更承認申請書」をSIIIに提出し、その承認を必ず受けてください。
6. 個人情報の管理
SIIIは、事務局運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。その場合国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
7. 補助対象の調査等
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。
8. 専属的合意管轄裁判
本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
9. 事業の内容変更・終了
SIIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
10. 免責
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIIはその責任の一切を負いません。申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIIは一切の責任を負いません。
11. 注意事項
●提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
●住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
●最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
●申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

予約申請・個人申請者(共同申請)用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金予約申請書

記入日 平成 24 年 4 月 9 日

1 / 6

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の予約を申請します。

●対象機器使用者情報

対象機器使用者 氏名	フリガナ カンキョウ	タロウ	電話番号	(03) 5565 - XXXX
	氏 環境	名 太郎	携帯番号	(090) 0123 - XXXX
	生年月日	平成 40 年 1 月 1 日		
蓄電システム 設置場所住所	フリガナ トウキョウト	チュウオウク	ギンザ	
	〒 123 - 7654	東京	都道府県 中央	市区町村 銀座10-11-12
	マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください) SIIマンション501			

●設置・施工情報

蓄電システム 設置・施工日	予定日: 平成 24 年 5 月 20 日頃
------------------	------------------------

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機		
蓄電システム パッケージ型番	ABC-1234		
蓄電システム 見積金額 ※1	1000000 円	補助申請金額 ※2	333333 円

※1 見積金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※2 補助申請金額は、機器見積金額(消費税を除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

予約申請・個人申請者 (共同申請) 用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

共同申請者予約申請書

記入日 平成 24 年 4 月 9 日

2 / 6

●対象機器所有者情報

対象機器所有者 事業者名	フリガナ	カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース		
	氏名	株式会社環境共創リース		
担当者	フリガナ	チクデンチキギンギョウ		
	部署名	蓄電池機器事業部		
	担当者 氏名	共同 太郎	担当者 連絡先	(03) 0123 - XXXX
担当者住所	フリガナ	トウキョウト	チュウオウク	ギンザ
	〒	104 - 9999	東京	都道府県 中央 市区町村 銀座12-11-10
	建物名・部屋番号 (部屋番号は必ずご記入ください) 銀座ビル5階			

●対象機器使用者情報

対象機器使用者 氏名	フリガナ	カンキョウ	タロウ	電話番号	(03) 5565 - XXXX
	氏名	環境	太郎	携帯番号	(090) 0123 - XXXX
	生年月日	新治 大正 昭和	平成	40 年 1 月 1 日	

●リース契約情報

リース期間	平成 24 年 5 月 20 日 頃から 平成 30 年 5 月 19 日 頃まで
	6 年 カ月間

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

3枚目に続きます ↓

様式第1 (個人申請者(共同申請)用) ※同意事項

下記の<同意事項>の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 4 月 9 日

対象機器使用者 署名	氏名 環境 太郎 <small>※対象機器使用者本人が必ず署名捺印ください。</small>	対象機器所有者 署名	(会社名) (株式会社環境共創リース) 担当者氏名 共同 太郎 <small>※対象機器所有者の担当者が必ず署名捺印ください。</small>
---------------	---	---------------	--

<同意事項> ※必ずお読みください。

- 1. 申請書について**
補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)に、ご提出いただく予約申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りが判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。
- 2. 共同申請について**
補助対象となる蓄電システムを設置する法人格を有する事業者「リース事業者等」(以下「対象機器所有者」という。)が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要があります。対象機器所有者が主となり、対象機器使用者と共に共同申請をしてください。
補助金は対象機器所有者に交付されますが、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金無しの金額と補助金額を引いた金額、基本料金、資金コスト(調達金利根拠、手数料、保険料、税金等を明示))を提示してください。
- 3. 予約申請について**
SIIからの補助金の予約者決定通知前において、補助対象として申請した設備の設置や工事を済ませた場合は、補助金を受給できません。
- 4. 予約受付について**
予約申請の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げたことを条件に予約申請の決定を致します。
- 5. 予約申請の取り消し、補助金の返還、罰則等について**
本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに予約申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
- 6. 計画変更等**
申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、SII指定の様式「補助事業計画変更承認申請書」をSIIに提出し、その承認を必ず受けてください。
- 7. 個人情報の管理**
SIIは、事務局運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただきます。その場合国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国からの補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
- 8. 補助対象の調査等**
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。
- 9. 専属的合意管轄裁判**
本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 10. 事業の内容変更・終了**
SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
- 11. 免責**
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。
申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。
- 12. 注意事項**
●提出いただいた申請書、及び返付書類は返却致しません。
●住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が遅延、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
●最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
●申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

予約申請・法人申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金予約申請書

1 / 7

記入日 平成 24年 4月 9日

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の予約を申請します。

●種別、設置場所、それぞれの該当するいずれかにしてください。

1. 種別	<input type="checkbox"/> 新築の建物に蓄電システムを設置する場合	<input checked="" type="checkbox"/> 既築の建物に蓄電システムを設置する場合	
2. 設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 集合住宅専有部分	<input type="checkbox"/> 集合住宅(賃貸・杜宅等)共用部分
	<input type="checkbox"/> 戸建て	<input type="checkbox"/> 集合住宅(分譲)共用部分	

●申請者情報

会社名	フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社		
担当者	フリガナ	ツウシンキキジギョウブ	
	部署名	通信機器事業部	
	フリガナ	ホウジン タロウ	担当者連絡先 (03) 5065 - XXXX
	担当者氏名	法人 太郎	
担当者住所	フリガナ トウキョウト	チュウオウク	ギンザ
	〒 123 - 4567	東京	都道 中央 市区 銀座9-1-2 府県 町村
建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください) 銀座ビル10階			
蓄電システム 設置場所住所 (上記、申請者住所と異なる場合のみ記載)	フリガナ		
	〒	都道	市区
		府県	町村
建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)			
<input type="checkbox"/> ← 本住所に郵便物を送付する場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> してください。			
通知物送付先宛名			

●設置・施工情報

蓄電システム 設置・施工日	着工日: 平成 24年 6月 1日頃 完了日: 平成 24年 6月 30日頃
------------------	--

●補助申請金額

補助申請総額 ※1	3 4 6 6 6 6 5 円
-----------	-----------------

※1 設置機器の補助申請金額と設備工事の補助申請金額の合計金額をご記入ください。
なお、合計金額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。


※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

様式第1 (法人申請者用) ※同意事項

下記の<同意事項>の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 4 月 9 日

申請担当者 署名	(会社名) (〇〇工業株式会社)
	担当者氏名 法人 太郎 

※申請担当者必ず署名捺印ください。

<同意事項> ※必ずお読みください。

1. **申請書について**
補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)に、ご提出いただく予約申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りが判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。
2. **予約申請について**
SIIからの補助金の予約者決定通知前において、補助対象として申請した設備の設置や工事を済ませた場合は、補助金を受給できません。
3. **予約受付について**
予約申請の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げたことを条件に予約申請の決定を致します。
4. **予約申請の取り消し、補助金の返還、罰則等について**
本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに予約申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
5. **計画変更等**
申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、SII指定の様式「補助事業計画変更承認申請書」をSIIに提出し、その承認を必ず受けてください。
6. **個人情報の管理**
SIIは、事務局運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させて頂くことがあります。その場合国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
7. **補助対象の調査等**
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。
8. **専属的合意管轄裁判**
本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
9. **事業の内容変更・終了**
SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
10. **免責**
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。
11. **注意事項**
 - 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
 - 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
 - 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
 - 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

予約申請・法人申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象経費内訳書

記入日 平成 24 年 4 月 9 日

※ 設置機器情報が1枚に収まらない場合は、当申請書をコピーして複数枚で申請してください。
その際、用紙右にある用紙番号の枝番を、「1」から順にご記入ください。

2-1
/7

●申請者情報 ※1

フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ
会社名 ○○工業株式会社
担当者連絡先 (03) 5065 - XXXX

※1 本申請書が複数枚の場合でも、全てにご記入ください。

●設置機器情報 ※2

連番	蓄電システム メーカー名	蓄電システム パッケージ型番	一台あたりの見積金額 ※5	一台あたりの補助申請金額 ※3	台数	合計金額 (A)	合計金額 (B)
1	株式会社○○電機	CBA-1234	40,000.00 円	13,333.33 円	2	80,000.00 円	26,666.66 円
2	株式会社○○電機	CBA-4321	80,000.00 円	26,666.66 円	1	80,000.00 円	26,666.66 円
見積金額 (A) の合計			88,000.00 円			88,000.00 円	
補助申請金額 (B) の合計				29,333.33 円			29,333.33 円

※2 連番は「1」から順に、欠番の無いようご記入ください。複数枚の場合は、続きから連番をご記入ください。
※3 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの見積金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

●設備工事情報 ※4

見積工事費 ※5	16,000.00 円
補助申請金額 ※6	5,333.33 円

※4 見積工事費・補助申請金額は3社見積のうち、補助対象の工事費が一番低い見積を採択してご記入ください。
工事費の補助申請を行わない場合は、0円とご記入ください。
※5 見積金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。
※6 設備工事の補助申請金額は設置機器の補助申請金額を超えない範囲で申請してください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

予約申請・法人申請者(共同申請)用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金予約申請書

記入日 平成 24 年 4 月 9 日

1 / 9

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の予約を申請します。

●種別、設置場所、それぞれの該当するいずれかに☑してください。

1. 種別	<input type="checkbox"/> 新築の建物に蓄電システムを設置する場合	<input type="checkbox"/> 既築の建物に蓄電システムを設置する場合	
2. 設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 集合住宅専有部分	<input type="checkbox"/> 集合住宅(賃貸・社宅等)共用部分
	<input type="checkbox"/> 戸建て	<input type="checkbox"/> 集合住宅(分譲)共用部分	

●対象機器使用者情報

会社名	フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社		
担当者	フリガナ	ツウシンキキジギョウブ	
	部署名	通信機器事業部	
	フリガナ	ホウジン タロウ	担当者 連絡先 (03) 5065 - XXXX
蓄電システム 設置場所住所	フリガナ トウキョウト	チュウオウク	ギンザ
	〒 123 - 4567	東京 都 中央 市 銀座9-1-2	府 県 区 町 村
	建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください) 銀座ビル10階		

●設置・施工情報

蓄電システム 設置・施工日	着工日: 平成 24 年 6 月 1 日頃 完了日: 平成 24 年 6 月 30 日頃
------------------	--

●補助申請金額情報

補助申請総額 ※1	3 4 6 6 6 6 5 円
-----------	-----------------

※1 設置機器の補助申請金額と設備工事の補助申請金額の合計金額をご記入ください。
なお、合計金額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

予約申請・法人申請者(共同申請)用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

共同申請者予約申請書

記入日 平成 24 年 4 月 9 日

2 / 9

●対象機器所有者情報

対象機器所有者 事業者名	フリガナ <small>カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース</small>	株式会社環境共創リース		社名が確認 ▶ できるものを 押印ください
	フリガナ <small>チクデンチキキシキョウブ</small>			
担当者	フリガナ	チクデンチキキシキョウブ		
	部署名	蓄電池機器事業部		
	フリガナ	キョウドウ タロウ		
担当者氏名	共同 太郎	担当者 連絡先	(03) 0123 - XXXX	
担当者住所	フリガナ <small>トウキョウト</small>	チュウオウク	ギンザ	
	〒 104 - 9999	東京	都道 府県	中央
	市 区	銀座12-11-10	市 区 町 村	銀座12-11-10
<small>建物名・郵便番号(郵便番号は必ずご記入ください)</small>				

●対象機器使用者情報

会社名	フリガナ <small>マルマルコウギョウカブシキガイシャ</small>	〇〇工業株式会社
担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX	

●リース契約情報

リース期間	平成 24 年 6 月 30 日 頃から 平成 30 年 6 月 29 日 頃まで
	6 年 カ月間


※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

3枚目に続きます ↓

様式第1 (法人申請者(共同申請)用) ※同意事項

下記の<同意事項>の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 4 月 9 日

対象機器使用者 署名	(会社名) (〇〇工業株式会社) 担当者氏名 法人 太郎  <small>※対象機器使用者本人が必ず署名捺印ください。</small>	対象機器所有者 署名	(会社名) (株式会社環境共創リース) 担当者氏名 共同 太郎  <small>※対象機器所有者の担当者が必ず署名捺印ください。</small>
---------------	---	---------------	--

<同意事項> ※必ずお読みください。

1. 申請書について

補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく予約申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りが判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。

2. 共同申請について

補助対象となる蓄電システムを設置する法人格を有する事業者「リース事業者等」(以下「対象機器所有者権者」という。))が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要があります。対象機器所有者権者が主となり、対象機器使用者と共に共同申請をしてください。
補助金は対象機器所有者権者に交付されますが、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金無し)の金額と補助金額を引いた金額、基本料金、資金コスト(調達金利優遇、手数料、保険料、税金等を明示。)を提示してください。

3. 予約申請について

SIIからの補助金の予約者決定通知前において、補助対象として申請した設備の設置や工事を済ませた場合は、補助金を受給できません。

4. 予約受付について

予約申請の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げたことを条件に予約申請の決定を致します。

5. 予約申請の取り消し、補助金の返還、罰則等について

本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに予約申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。

6. 計画変更等

申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、SII指定の様式「補助事業計画変更承認申請書」をSIIに提出し、その承認を必ず受けてください。

7. 個人情報の管理

SIIは、事務局運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー・シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただきます。その場合国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

8. 補助対象の調査等

本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。

9. 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

10. 事業の内容変更・終了

SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

11. 免責

本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。
申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。

12. 注意事項

- 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
- 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
- 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとみなします。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

予約申請・法人申請者 (共同申請) 用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象経費内訳書

記入日 平成 24 年 4 月 9 日

※ 設置機器情報が1枚に収まらない場合は、当申請書をコピーして複数枚で申請してください。
その際、用紙右にある用紙番号の枝番を、「1」から順にご記入ください。

●対象機器使用者情報 ※1

会社名	フリガナ
担当者連絡先	() -

※1 本申請書が複数枚の場合でも、全てにご記入ください。

●設置機器情報 ※2

連番	蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機	
	蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234	
1	一台あたりの見積金額 ※5	40,000,000円 × 2 台 = (A)	800,000,000円
	一台あたりの補助申請金額 ※3	13,333,333円 × 2 台 = (B)	266,666,666円
2	蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機	
	蓄電システム パッケージ型番	CBA-4321	
	一台あたりの見積金額 ※5	8,000,000円 × 1 台 = (A)	800,000,000円
	一台あたりの補助申請金額 ※3	2,666,666円 × 1 台 = (B)	266,666,666円
連番	蓄電システム メーカー名		
	蓄電システム パッケージ型番		
	一台あたりの見積金額 ※5	円 × 台 = (A)	円
	一台あたりの補助申請金額 ※3	円 × 台 = (B)	円
連番	蓄電システム メーカー名		
	蓄電システム パッケージ型番		
	一台あたりの見積金額 ※5	円 × 台 = (A)	円
	一台あたりの補助申請金額 ※3	円 × 台 = (B)	円
連番	蓄電システム メーカー名		
	蓄電システム パッケージ型番		
	一台あたりの見積金額 ※5	円 × 台 = (A)	円
	一台あたりの補助申請金額 ※3	円 × 台 = (B)	円
見積金額 (A) の合計			880,000,000円
補助申請金額 (B) の合計			293,333,332円

※2 連番は「1」から順に、欠番の無いようご記入ください。複数枚の場合は、続きから連番をご記入ください。
※3 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの見積金額 (消費税除く) の1/3 (1円未満切り捨て) をご記入ください。

●設備工事情報 ※4

見積工事費 ※5	16,000,000円
補助申請金額 ※6	5,333,333円

※4 見積工事費・補助申請金額は3社見積のうち、補助対象の工事費が一番低い見積を選択してご記入ください。

工事費の補助申請を行わない場合は、0円とご記入ください。

※5 見積金額は、消費税を抜いた金額をご記入ください。

※6 設備工事の補助申請金額は設置機器の補助申請金額を超えない範囲で申請してください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

3-1
/9

様式第 1 (大型カスタム蓄電システム申請者用)

予約申請・大型カスタム蓄電システム申請者用	管理番号
一般社団法人 環境共創イニシアチブ 代表理事 殿	事務局 使用欄

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金	1	/10
----------------------------------	---	-----

補助金予約申請書

記入日 平成 24 年 6 月 11 日

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の予約を申請します。

● 該当する申請者区分に☑してください。

1. 申請者区分	<input type="checkbox"/> 個人申請者 (個人(個人事業主含む)、または法人が所有、管理する民生用住宅の専有部分に設置する場合)
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人申請者

● 種別、設置場所、それぞれの該当するいずれかに☑してください。

1. 種別	<input type="checkbox"/> 新築の建物に蓄電システムを設置する場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 既存の建物に蓄電システムを設置する場合

2. 設置場所	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所	<input type="checkbox"/> 集合住宅専有部分	<input type="checkbox"/> 集合住宅(賃貸・社宅等)共用部分
	<input type="checkbox"/> 戸建て	<input type="checkbox"/> 集合住宅(分譲)共用部分	

● 申請者情報

会社名 (個人申請者の場合は個人申請者氏名を記載)	フリガナ マル・マルコウギョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社		
担当者	フリガナ	ツウシンギキョウブ	
	部署名	通信機器事業部	
	フリガナ	ホウジン タロウ	担当者連絡先 (03) 5065 - XXXX
	担当者氏名	法人 太郎	
担当者住所	フリガナ	トウキョウト	チュウオウク キンザ
	〒	123 - 4567	
	都道府県	東京 中央 市区町村	銀座9-1-2
蓄電システム設置場所住所 (上記、申請者住所と異なる場合のみ記載)	フリガナ		
	〒		
	都道府県	市区町村	
	建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)	銀座ビル10階	
	<input type="checkbox"/> ← 本住所に郵便物を送付する場合は、☑してください。		
代理申請者情報 (個人申請の場合で代理申請者が手続きに関する窓口となる場合のみ漏れなくご記入ください)	フリガナ	フリガナ	
	事業者名	担当者氏名	
	部署名	連絡先電話番号	
	フリガナ		
	〒	都道府県	市区町村
	マンション・アパート名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)		

● 設置・施工情報

蓄電システム設置・施工日	着工日: 平成 24 年 9 月 1 日頃 完了日: 平成 24 年 9 月 30 日頃
--------------	--

● 補助申請金額

補助申請総額 ※1	3 8 6 6 6 6 5 円
-----------	-----------------

※1 設置機器の補助申請金額と設備工事の補助申請金額の合計金額をご記入ください。
なお、合計金額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「511」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等に511が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

様式第1（大型カスタム蓄電システム申請者用）※同意事項

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 6 月 11 日

申請担当者 署名	(会社名) () 担当者氏名 〇〇工業株式会社 法人 太郎 	代理申請者 署名	(事業名) () 担当者氏名 
	<small>※申請担当者必ず署名捺印ください。</small>		<small>※代理申請者の担当者必ず署名捺印ください。</small>

＜同意事項＞※必ずお読みください。

- 1. 申請書について**
補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)に、ご提出いただく予約申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りが判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実に正確な申込みをしてください。
- 2. 予約申請について**
SIIからの補助金の予約者決定通知前において、補助対象として申請した設備の購入、契約又は設置を済ませた場合は、補助金を受給できません。
- 3. 予約受付について**
予約申請の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げたことを条件に予約申請の決定を致します。
- 4. 予約申請の取り消し、補助金の返還、罰則等について**
本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに予約申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
- 5. 計画変更等**
申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、SII指定の様式「補助事業計画変更承認申請書」をSIIに提出し、その承認を必ず受けてください。
- 6. 個人情報の管理**
SIIは、事業推進等にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人情報への不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただきます。その場合国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
- 7. 補助対象の調査等**
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。
- 8. 専属的合意管轄裁判**
本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 9. 事業の内容変更-終了**
SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、契約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
- 10. 免責**
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。
申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。
- 11. 注意事項**
 - 提出いただいた申請書、及び返付書類は返却致しません。
 - 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
 - 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
 - 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

予約申請・大型カスタム蓄電システム申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象経費内訳書

記入日 平成 24 年 6 月 11 日

●申請者情報

フリガナ マルマルコウギョウカブシキカイシャ	2/10
会社名 ○○工業株式会社	
担当者連絡先 (03) 5065 - XXXX	

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社○○電機	
蓄電システム 製造場所	東京工場	
蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234	
一台あたりの見積金額 ※3	5 0 0 0 0 0 0 0 円 ×	2 台 = (A) 1 0 0 0 0 0 0 0 0 円
一台あたりの補助申請金額 ※1	1 6 6 6 6 6 6 6 円 ×	= (B) 3 3 3 3 3 3 2 円

※1 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの見積金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

●設備工事情報 ※2

見積工事費 ※3	1 6 0 0 0 0 0 0 円
補助申請金額 ※4	5 3 3 3 3 3 3 円

※2 見積工事費・補助申請金額は3社見積のうち、補助対象の工事費が一番低い見積を選択してご記入ください。

工事費の補助申請を行わない場合は、0円をご記入ください。

※3 見積金額は、消費税を抜いた金額をご記入ください。

※4 設備工事の補助申請金額は設置機器の補助申請金額を超えない範囲で申請してください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

予約申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金予約申請書

記入日 平成 24 年 6 月 11 日

1 / 12

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第6条に基づき、以下のとおり補助金の予約を申請します。

●該当する対象機器使用者の区分に☑してください。

1. 申請者区分	<input type="checkbox"/> 個人 (個人(個人事業主含む)、または法人が所有、管理する民生活宅の専有部分に設置する場合)
	<input checked="" type="checkbox"/> 法人

●種別、設置場所、それぞれの該当するいずれかに☑してください。

1. 種別	<input type="checkbox"/> 新築の建物に蓄電システムを設置する場合
	<input checked="" type="checkbox"/> 既築の建物に蓄電システムを設置する場合
2. 設置場所	<input type="checkbox"/> 事業所
	<input type="checkbox"/> 戸建て
	<input type="checkbox"/> 集合住宅(分譲)共用部分
	<input type="checkbox"/> 集合住宅(賃貸・社宅等)共用部分

●対象機器使用者情報

会社名 (個人申請者の場合は個人申請者氏名を記載)	フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社		
担当者	フリガナ	ツウシンキキジギョウブ	
	部署名	通信機器事業部	
	フリガナ	ホウジン タロウ	担当者連絡先 (03) 5065 - XXXX
	担当者氏名	法人 太郎	
蓄電システム 設置場所住所	フリガナ	トウキョウト	チュウオウク
	T	123 - 4567	ギンザ
		東京 都 道 府 県 中央 市 区 町 村 銀座9-1-2	
	建物名・郵便番号(郵便番号は必ずご記入ください) 銀座ビル10階		

●設置・施工情報

蓄電システム 設置・施工日	着工日: 平成 24 年 9 月 1 日頃 完了日: 平成 24 年 9 月 30 日頃
------------------	--

●補助申請金額情報

補助申請総額 ※1	3 8 6 6 6 6 6 5 円
-----------	-------------------

※1 設置機器の補助申請金額と設置工事の補助申請金額の合計金額をご記入ください。
なお、合計金額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SI」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIが定める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
共同申請者予約申請書 記入日 平成 24 年 6 月 11 日

2 / 12

●対象機器所有者情報

対象機器所有者 事業者名	フリガナ カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース		社名が確認 できるものを 押印ください	
	株式会社環境共創リース			
担当者	フリガナ	チクデンチキシンギョウブ		
	部署名	蓄電池機器事業部		
	フリガナ	キョウドウ タロウ	担当者 連絡先	(03) 0123 - XXXX
担当者住所	フリガナ	トウキョウト	チュウオウク	ギンザ
	〒	104 - 9999	東京	都 道 府 県 中央 市 区 銀座12-11-10
<small>建物名・部屋番号(部屋番号は必ずご記入ください)</small>				

●対象機器使用者情報

会社名	フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ
担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX

●リース契約情報

リース期間	平成 24 年 9 月 30 日 頃から 平成 30 年 9 月 29 日 頃まで
	6 年 カ月間

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

3枚目に続きます ↓

様式第1（大型カスタム蓄電システム（共同申請）申請者用）※同意事項

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 6 月 11 日

対象機器使用者 署名	(会社名) () 担当者氏名 法人 太郎	対象機器所有者 署名	(会社名) (株式会社環境共創リース) 担当者氏名 共同 太郎
	※対象機器使用者本人が必ず署名捺印ください。		※対象機器所有者の担当者が必ず署名捺印ください。

＜同意事項＞※必ずお読みください。

1. 申請書について

補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく予約申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りが判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。

2. 共同申請について

補助対象となる蓄電システムを設置する法人格を有する事業者「リース事業者等」(以下「対象機器所有者権者」という。))が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要があります。対象機器所有者権者が主となり、対象機器使用者と共に共同申請をしてください。
補助金は対象機器所有者権者に交付されますが、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金無しの場合と補助金額を引いた金額、基本料金、資金コスト(調達金利優遇、手数料、保険料、税金等)を明示)を提示してください。

3. 予約申請について

SIIからの補助金の予約者決定通知前において、補助対象として申請した設備の設置や工事を済ませた場合は、補助金を受給できません。

4. 予約受付について

予約申請の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げたことを条件に予約申請の決定を致します。

5. 予約申請の取り消し、補助金の返還、罰則等について

本同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに予約申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。

6. 計画変更等

申請書に係る記載事項を変更しようとするときは、SII指定の様式「補助事業計画変更承認申請書」をSIIに提出し、その承認を必ず受けてください。

7. 個人情報の管理

SIIは、事務局運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただきます。その場合国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

8. 補助対象の調査等

本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。

9. 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

10. 事業の内容変更・終了

SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。

11. 負責

本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。
申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。

12. 注意事項

- 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
- 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延滞、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
- 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

予約申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象経費内訳書

記入日 平成 24 年 6 月 11 日

●対象機器使用者情報

フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ
会社名 〇〇工業株式会社
担当者連絡先 (03) 5065 - XXXX

3 /12

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機	
蓄電システム 製造場所	東京工場	
蓄電システム パッケージ型番	ABC-5678	
一台あたりの見積金額 ※3	5 0 0 0 0 0 0 0 円	x 2 台 = (A) 1 0 0 0 0 0 0 0 0 円
一台あたりの補助申請金額 ※1	1 6 6 6 6 6 6 6 円	x 2 台 = (B) 3 3 3 3 3 3 3 2 円

※1 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの見積金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

●設備工事情報 ※2

見積工事費 ※3	1 6 0 0 0 0 0 0 円
補助申請金額 ※4	5 3 3 3 3 3 3 円

※2 見積工事費・補助申請金額は3社見積のうち、補助対象の工事費が一番低い見積を選択してご記入ください。

工事費の補助申請を行わない場合は、0円をご記入ください。

※3 見積金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※4 設備工事の補助申請金額は設置機器の補助申請金額を超えない範囲で申請してください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

00391
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇 様

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 肇



平成 23 年度定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金の予約者決定について

平成 23 年度定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金申込につきまして、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第 6 条の規定に基づき受理し、予約者として決定しましたので通知します。

記

予約決定番号 00391
予約決定日 平成 24 年 5 月 31 日
補助金交付申請予定額 0,000,000 円
蓄電システム設置場所住所 〒999-999
〇〇県〇〇市

環境 太郎様

設置蓄電システムパッケージ型番 XXXXXXXXXXXXXXX

補助金交付制度上、見積金額が標準的な金額に対して著しく高額な場合補助申請金額全額が支払われない場合があります。

00391
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇 様

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学



平成 23 年度定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金の予約者決定について

平成 23 年度定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金申込につきまして、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第 6 条の規定に基づき受理し、予約者として決定しましたので通知します。

記

予約決定番号 00391
予約決定日 平成 24 年 5 月 31 日
設置蓄電システム交付申請予定額 0,000,000 円
設置工事費補助金交付申請予定額 0,000,000 円
補助金交付申請予定額合計 0,000,000 円
蓄電システム設置場所住所 〒999-999
〇〇県〇〇市

環境 太郎様

設置蓄電システム

蓄電システムパッケージ型番	台数

補助金交付制度上、見積金額が標準的な金額に対して著しく高額な場合補助申請金額全額が支払われない場合があります。

交付申請・個人申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

**定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
補助金交付申請書
兼実績報告書
兼取得財産等明細表**

1 / 8

記入日 平成 24年 5月 20日

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

予約決定番号 1 1 1 1 1 1 1 1

●申請者情報

申請者氏名	フリガナ 氏名	カンキョウ 太郎	電話番号	(03) 5565 - XXXX
	フリガナ 氏名	環境 太郎	携帯番号	(090) 0123 - XXXX
<input type="checkbox"/> ← 予約申請後に蓄電池設置場所へ転居された方は、 <input checked="" type="checkbox"/> してください。				
代理申請者情報 (代理申請者が手続きに関する窓口となっている場合のみ 漏れなくご記入ください)	フリガナ	フリガナ		
	事業者名	担当者氏名		
	部署名	連絡先電話番号	() -	

●販売事業者情報 ※1

販売事業者	フリガナ	カブシキガイシャカンキョウキョウソウグループ
		株式会社環境共創グループ
購入日	平成 24年 5月 15日	連絡先電話番号 (03) 6741 - XXXX

※1 購買証明書類を参照ください。

●設置・施工者情報 ※2

設置・施工事業者	フリガナ	カブシキガイシャカンキョウキョウソウイニシアチブデンキ
		株式会社環境共創イニシアチブ電機
設置・施工責任者	フリガナ	カンキョウ ジロウ
		環境 次郎
蓄電システム 設置・施工期間	完了日	平成 24年 5月 20日

※2 設置・施工完了証明書を参照ください。

●設置機器情報 ※3

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機
蓄電システム パッケージ型番	ABC-1234
蓄電システム 製造番号	123456
蓄電システム 購入金額 ※4	1 0 0 0 0 0 0 円
補助申請金額 ※5	3 3 3 3 3 3 円

※3 設置・施工完了証明書、メーカー保証書を参照ください。

※4 購入金額は、消費税を除いた金額を記入してください。

※5 補助申請金額は、機器購入金額(消費税を除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

様式第3（個人申請者用）※同意事項

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 5 月 20 日

申請者署名	氏名 環境 太郎	代理申請者 署名	(事業者名) () 担当者氏名
	<small>※申請者本人が必ず署名捺印ください。</small>	<small>※代理申請者の担当者が必ず署名捺印ください。</small>	<small>印</small>

＜同意事項＞※必ずお読みください。

1. **申請書について**
補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。
2. **交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について**
同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
3. **取得財産の管理について**
申請者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。申請者が取得財産等を処分することにより、収入がある、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付するものとします。
4. **個人情報の管理**
SIIは、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することを目的に、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
5. **交付の決定について**
交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げることを条件に交付決定します。
6. **補助対象の調査等**
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。
7. **専属的合意管轄裁判**
本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
8. **事業の内容変更・終了**
SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。
9. **免責**
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。
10. **注意事項**
 - 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
 - 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
 - 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
 - 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・個人申請者(共同申請)用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

**補助金交付申請書
兼実績報告書
兼取得財産等明細表**

記入日 平成 24 年 5 月 20 日

1 / 8

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

予約決定番号 2 2 2 2 2 2 2 2

●対象機器使用者情報

対象機器使用者 氏名	フリガナ 氏名	カンキョウ 太郎	電話番号	(03) 5565 - XXXX
	フリガナ 氏名	タロウ	携帯番号	(090) 0123 - XXXX

●対象機器所有者情報

対象機器所有者 事業者名	フリガナ	カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース 株式会社環境共創リース		
担当者	フリガナ	チクデンチキンキョウブ		
	部署名	蓄電池機器事業部		
	担当者 氏名	共同 太郎	担当者 連絡先	(03) 0123 - XXXX
契約日	平成 24 年 5 月 20 日			
リース期間	平成 24 年 5 月 20 日 から 平成 30 年 5 月 19 日 まで 6 年 カ月間			

●設置・施工者情報 ※1

設置・施工 事業者	フリガナ	カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース 株式会社環境共創リース		
設置・施工 責任者	フリガナ	キョウドウ タロウ	連絡先 電話番号	(03) 0123 - XXXX
		共同 太郎		
蓄電システム 設置・施工期間	完了日: 平成 24 年 5 月 20 日			

※1 設置・施工完了証明書を参照ください。

●設置機器情報 ※2

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機			
蓄電システム パッケージ型番	ABC-1234			
蓄電システム 製造番号	123456			
蓄電システム 購入金額 ※3	1 0 0 0 0 0 0 0	円	補助申請金額 ※4	3 3 3 3 3 3 3 3 円

※2 設置・施工完了証明書を参照ください。

※3 購入金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※4 補助申請金額は、機器購入金額(消費税を除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

様式第3 (個人申請者(共同申請)用) ※同意事項

下記の<同意事項>の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 5 月 20 日

対象機器使用者 署名	氏名 環境 太郎 <small>※対象機器使用者本人が必ず署名捺印ください。</small>	対象機器所有者 署名	(会社名) (株式会社環境共創リース) 担当者氏名 共同 太郎 <small>※対象機器所有者の担当者が必ず署名捺印ください。</small>
---------------	---	---------------	---

<同意事項> ※必ずお読みください。

1. 申請書について

補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。

2. 共同申請について

補助対象となる蓄電システムを設置する法人格を有する事業者「リース事業者等」(以下「対象機器所有者」という。)が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要があります。対象機器所有者が主となり、対象機器使用者と共に共同申請をしてください。補助金は対象機器所有者に交付されますが、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金無しの場合と補助金額を引いた金額、基本料金、資金コスト(関連金利根拠、手数料、保険料、税金等を明示))を提示してください。

3. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。

4. 取得財産の管理について

申請者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。申請者が取得財産等を処分することにより、収入がある、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付するものとします。

5. 個人情報管理

SIIは、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することを目的に、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

6. 交付の決定について

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げたことを条件に交付決定します。

7. 補助対象の調査等

本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。

8. 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

9. 事業の内容変更・終了

SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重大失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。

10. 免責

本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。

11. 注意事項

- 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
- 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延滞、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
- 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・法人申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

**補助金交付申請書
兼実績報告書
兼取得財産等明細表**

記入日 平成 24年 6月 30日

1 / 12

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

予約決定番号 3 3 3 3 3 3 3 3

●申請者情報

会社名	フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ	〇〇工業株式会社	
	フリガナ ツウシンキキジギョウブ	部署名	通信機器事業部
担当者	フリガナ ホウジン タロウ	担当者氏名	法人 太郎
	担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX	

●販売事業者情報 ※1

販売事業者	フリガナ カブシキガイシャカンキョウキョウソウグループ	株式会社環境共創グループ	
購入日	平成 24年 6月 1日	連絡先電話番号	(03) 6741 - XXXX

※1 購買証明書類を参照ください。

●設置・施工者情報 ※2

設置・施工事業者	フリガナ カブシキガイシャカンキョウキョウソウイニシアチブデンキ	株式会社環境共創イニシアチブ電機	
設置・施工責任者	フリガナ カンキョウ ジロウ	連絡先電話番号	(03) 6750 - XXXX
蓄電システム設置・施工期間 ※3	着工日: 平成 24年 6月 1日	完了日: 平成 24年 6月 30日	

※2 設置・施工完了証明書を参照ください。

※3 設置・施工着工日と完了日が同日の場合、同じ日付を記載ください。

●補助申請金額

設置蓄電システム	購入金額	8 8 0 0 0 0 0 0	円
	(A) 補助申請金額	2 9 3 3 3 3 3 2	円
設置工事費 ※4	工事費	1 6 0 0 0 0 0 0	円
	(B) 補助申請金額	5 3 3 3 3 3 3	円
合計金額	(A) + (B) 補助申請総額 ※5	3 4 6 6 6 6 6 5	円

※4 工事費の補助申請を行わない場合は、0円とご記入ください。また、設置工事の補助申請金額(B)は設置蓄電システムの補助申請金額(A)を超えない範囲で申請してください。

※5 (A)+(B)補助申請総額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。


(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 6 月 30 日

申請担当者 署名	(会社名) () 担当者氏名
	〇〇工業株式会社 法人 太郎 

※申請世帯が必ず署名捺印ください。

＜同意事項＞※必ずお読みください。

1. 申請書について

補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)にご提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。

2. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。

3. 取得財産の管理について

申請者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。

申請者が取得財産等を処分することにより、収入がある、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付するものとします。

4. 個人情報の管理

SIIは、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。

また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することを目的に、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

5. 交付の決定について

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げることを条件に交付決定します。

6. 補助対象の調査等

本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。

7. 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

8. 事業の内容変更・終了

SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。

9. 免責

本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。

申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。

10. 注意事項

●提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。

●住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。

●最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。

●申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・法人申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
補助対象機器内訳書

記入日 平成 24 年 6 月 30 日

※ 設置機器情報が1枚に収まらない場合は、当申請書をコピーして複数枚で申請してください。
その際、用紙右にある用紙番号の枝番を、「1」から順にご記入ください。

2-1
/12

●申請者情報 ※1

会社名	フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ 〇〇工業株式会社		
担当者連絡先	(03)	5065 - XXXX	

※1 本申請書が複数枚の場合でも、全てにご記入ください。

●設置機器情報 ※2

連番	蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機					
	蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234					
1	一台あたりの購入金額 ※3	40000000	円 ×	2	台 = (A)	80000000	円
	一台あたりの補助申請金額 ※4	13333333	円 ×	2	台 = (B)	26666666	円
2	蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機					
	蓄電システム パッケージ型番	CBA-4321					
	一台あたりの購入金額 ※3	80000000	円 ×	1	台 = (A)	80000000	円
	一台あたりの補助申請金額 ※4	26666666	円 ×	1	台 = (B)	26666666	円
	蓄電システム メーカー名						
	蓄電システム パッケージ型番						
	一台あたりの購入金額 ※3		円 ×		台 = (A)		円
	一台あたりの補助申請金額 ※4		円 ×		台 = (B)		円
	蓄電システム メーカー名						
	蓄電システム パッケージ型番						
	一台あたりの購入金額 ※3		円 ×		台 = (A)		円
	一台あたりの補助申請金額 ※4		円 ×		台 = (B)		円
	蓄電システム メーカー名						
	蓄電システム パッケージ型番						
	一台あたりの購入金額 ※3		円 ×		台 = (A)		円
	一台あたりの補助申請金額 ※4		円 ×		台 = (B)		円
購入金額 (A) の合計		88000000	円				
補助申請金額 (B) の合計		29333332	円				

※2 連番は「1」から順に、欠番の無いようご記入ください。複数枚の場合は、続きから連番をご記入ください。

※3 一台あたりの購入金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※4 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの購入金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・法人申請者(共同申請)用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号
------------	------

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

**補助金交付申請書
兼実績報告書
兼取得財産等明細表**

記入日 平成 24年 6月 30日

1 / 12

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

予約決定番号	4	4	4	4	4	4	4	4	4
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

●対象機器使用者情報

フリガナ	マルマルコウキョウカブシキガイシャ			
会社名	〇〇工業株式会社			
担当者	フリガナ	ツウシンキキジキョウブ		
	部署名	通信機器事業部		
	フリガナ	ホウジン	タロウ	担当者
	担当者氏名	法人	太郎	連絡先 (03) 5065 - XXXX

●対象機器所有者情報

フリガナ	カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース			
対象機器所有者 事業者名	株式会社環境共創リース			
担当者	フリガナ	チクデンチキキジキョウブ		
	部署名	蓄電池機器事業部		
	担当者 氏名	共同	太郎	担当者 連絡先 (03) 6750 - XXXX
	契約日	平成 24年 6月 30日		
リース期間	平成 24年 6月 30日 から 平成 30年 6月 29日 まで 6年 九月間			

●設置・施工者情報 ※1

フリガナ	カブシキガイシャカンキョウキョウソウリース			
設置・施工 事業者	株式会社環境共創リース			
設置・施工 責任者	フリガナ	キョウドウ	タロウ	連絡先 電話番号 (03) 6750 - XXXX
	共同 太郎			
蓄電システム 設置・施工期間 ※2	着工日: 平成 24年 6月 1日 完了日: 平成 24年 6月 30日			

※1 設置・施工完了証明書を参照ください。
※2 設置工事着工日と完了日が同日の場合、同じ日付をご記入ください。

●補助申請金額

設置蓄電システム	購入金額	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	円
	(A) 補助申請金額	2	9	3	3	3	3	3	2			円
設置工事費 ※3	工事費	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	円
	(B) 補助申請金額	5	3	3	3	3	3	3				円
合計金額	(A) + (B) 補助申請総額 ※4	3	4	6	6	6	6	6	5			円

※3 工事費の補助申請を行わない場合は、0円とご記入ください。また、設置工事の補助申請金額(B)は設置蓄電システムの補助申請金額(A)を超えない範囲で申請してください。

※4 (A)+(B)補助申請総額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

様式第3 (法人(共同申請)用) ※同意事項

下記の<同意事項>の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24年 6月 30日

対象機器使用者 署名	(会社名) (〇〇工業株式会社) 担当者氏名 法人 太郎 印	対象機器所有者 署名	(会社名) (株式会社環境共創リース) 担当者氏名 共同 太郎 印
	<small>※対象機器使用者本人が必ず署名捺印ください。</small>		<small>※対象機器所有者の担当者必ず署名捺印ください。</small>

<同意事項> ※必ずお読みください。

- 申請書について**
補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。
- 共同申請について**
補助対象となる電気システムを設置する法人格を有する事業者(リース事業者等)(以下「対象機器所有者」という。)が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要があります。対象機器所有者が主となり、対象機器使用者と共に共同申請をしてください。補助金は対象機器所有者に交付されますが、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金無しの場合と補助金額を引いた金額、基本料金、賃金コスト(調達金利根拠、手数料、保険料、税金等を明示))を提示してください。
- 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について**
同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
- 取得財産の管理について**
申請者は、法定耐用年数に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。申請者が取得財産等を処分することにより、収入がある、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付するものとします。
- 個人情報の管理**
SIIは、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することを目的に、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
- 交付の決定について**
交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げたことを条件に交付決定します。
- 補助対象の調査等**
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。
- 専属的合意管轄裁判**
本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 事業の内容変更・終了**
SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。
- 免責**
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。
- 注意事項**
●提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
●住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が遅延、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
●最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
●申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・法人申請者(共同申請)用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象機器内訳書

記入日 平成 24 年 6 月 30 日

※ 設置機器情報が1枚に収まらない場合は、当申請書をコピーして複数枚で申請してください。
その際、用紙右にある用紙番号の枝番を、「1」から順にご記入ください。

2-1
/12

●対象機器使用者情報 ※1

フリガナ	マルマルコウギョウカブシキガイシャ
会社名	〇〇工業株式会社
担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX

※1 本申請書が複数枚の場合でも、全てにご記入ください。

●設置機器情報 ※2

連番	蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機	
	蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234	
1	一台あたりの購入金額 ※3	4 0 0 0 0 0 0 0 0 円 ×	2 台 = (A) 8 0 0 0 0 0 0 0 0 円
	一台あたりの補助申請金額 ※4	1 3 3 3 3 3 3 3 3 円 ×	2 台 = (B) 2 6 6 6 6 6 6 6 6 円

連番	蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機	
	蓄電システム パッケージ型番	CBA-4321	
2	一台あたりの購入金額 ※3	8 0 0 0 0 0 0 0 0 円 ×	1 台 = (A) 8 0 0 0 0 0 0 0 0 円
	一台あたりの補助申請金額 ※4	2 6 6 6 6 6 6 6 6 円 ×	1 台 = (B) 2 6 6 6 6 6 6 6 6 円

連番	蓄電システム メーカー名	
	蓄電システム パッケージ型番	
	一台あたりの購入金額 ※3	円 × 台 = (A) 円
	一台あたりの補助申請金額 ※4	円 × 台 = (B) 円

連番	蓄電システム メーカー名	
	蓄電システム パッケージ型番	
	一台あたりの購入金額 ※3	円 × 台 = (A) 円
	一台あたりの補助申請金額 ※4	円 × 台 = (B) 円

連番	蓄電システム メーカー名	
	蓄電システム パッケージ型番	
	一台あたりの購入金額 ※3	円 × 台 = (A) 円
	一台あたりの補助申請金額 ※4	円 × 台 = (B) 円

購入金額 (A) の合計	8 8 0 0 0 0 0 0 0 円
補助申請金額 (B) の合計	2 9 3 3 3 3 3 2 円

※2 連番は「1」から順に、欠番の無いようご記入ください。複数枚の場合は、続きから連番をご記入ください。
※3 一台あたりの購入金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。
※4 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの購入金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・大型カスタム蓄電システム申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

**補助金交付申請書
兼実績報告書
兼取得財産等明細表**

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

1 / 17

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

予約決定番号	3 3 3 3 3 3 3 3
--------	-----------------

●申請者情報

会社名 (個人申請者の場合は個人申請者氏名を記載)	フリガナ マルマルコウキョウカブシキカイシャ	〇〇工業株式会社	
	フリガナ ツウシンキキジギョウブ	部署名	通信機器事業部
担当者	フリガナ ホウジン タロウ	担当者氏名	法人 太郎
	フリガナ	担当者連絡先	(03) 5065 - XXXX
代理申請者情報 (個人申請者の場合で、代理申請者が手続きに関する窓口となっている場合のみ漏れなくご記入ください)	フリガナ	フリガナ	担当者氏名
	事業者名	フリガナ	担当者氏名
	部署名	連絡先電話番号	() -

●販売事業者情報 ※1

販売事業者	フリガナ カブシキガイシャカンキョウキョウソウグループ	株式会社環境共創グループ	
購入日	平成 24 年 9 月 1 日	連絡先電話番号	(03) 6741 - XXXX

※1 購買証明書類を参照ください。

●設置・施工者情報 ※2

設置・施工事業者	フリガナ カブシキガイシャカンキョウキョウソウイニシアチブデンキ	株式会社環境共創イニシアチブ電機	
設置・施工責任者	フリガナ カンキョウ シロウ	連絡先電話番号	(03) 6750 - XXXX
蓄電システム設置・施工期間 ※3	着工日: 平成 24 年 9 月 1 日 完了日: 平成 24 年 9 月 30 日		

※2 設置・施工完了証明書を参照ください。

※3 設置・施工着工日と完了日が同日の場合、同じ日付を記載ください。

●補助申請金額

設置蓄電システム	購入金額	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0	円
	(A) 補助申請金額	3 3 3 3 3 3 3 2	円
設置工事費 ※4	工事費	1 6 0 0 0 0 0 0	円
	(B) 補助申請金額	5 3 3 3 3 3 3	円
合計金額	(A) + (B) 補助申請総額 ※5	3 8 6 6 6 6 6 5	円

※4 工事費の補助申請を行わない場合は、0円とご記入ください。また、設置工事の補助申請金額(B)は設置蓄電システムの補助申請金額(A)を超えない範囲で申請してください。

※5 (A)+(B)補助申請総額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SI」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

様式第3（大型カスタム蓄電システム申請者用）※同意事項

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 9 月 30 日

申請担当者 署名	(会社名) () 担当者氏名	代理申請者 署名	(事業者名) () 担当者氏名
	〇〇工業株式会社 法人 太郎		印
※申請担当者必ず署名捺印ください。		※代理申請者の担当者必ず署名捺印ください。	

＜同意事項＞※必ずお読みください。

1. 申請書について

補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)に、ご提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。

2. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。

3. 取得財産の管理について

申請者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。申請者が取得財産等を処分することにより、収入がある、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付するものとします。

4. 個人情報の管理

SIIは、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して行うことにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することを目的に、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

5. 交付の決定について

交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げることを条件に交付決定します。

6. 補助対象の調査等

本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。

7. 専属的合意管轄裁判

本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

8. 事業の内容変更・終了

SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。

9. 免責

本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。

10. 注意事項

- 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
- 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延着、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
- 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
- 申請に関して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・大型カスタム蓄電システム申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象機器内訳書

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

●申請者情報

フリガナ マルマルコウギョウカブシキガイシャ
会社名 ○○工業株式会社
担当者連絡先 (03) 5065 - XXXX

2 / 17

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社○○電機	
蓄電システム 製造場所	東京工場	
蓄電システム パッケージ型番	CBA-1234	
一台あたりの購入金額 ※1	50000000円 × 2 台 = (A)	100000000円
一台あたりの補助申請金額 ※2	16666666円 × 2 台 = (B)	33333332円

※1 一台あたりの購入金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。
 ※2 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの購入金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
 (備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助金交付申請書
兼実績報告書
兼取得財産等明細表

記入日 平成 24年 9月 30日

1 / 17

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第7条に基づき、以下のとおり補助金の交付を申請するとともに、補助事業の完了報告、あわせて補助申請金額を以下のとおり請求し、本補助金交付申請書兼実績報告書兼取得財産等明細表の写しを取得財産管理台帳とします。

予約決定番号 4 4 4 4 4 4 4 4

●対象機器使用者情報

会社名 (個人申請者の場合は 個人申請者氏名を記載)	フリガナ マルマルコウキョウカブシキカイシャ 〇〇工業株式会社	
担当者	フリガナ ツウシンキキシキョウブ	
	部署名 通信機器事業部	
	フリガナ ホウジン タロウ	担当者 連絡先 (03) 5065 - XXXX
	担当者氏名 法人 太郎	

●対象機器所有者情報

対象機器所有者 事業者名	フリガナ カブシキカイシャカンキョウキョウソウリース 株式会社環境共創リース	
担当者	フリガナ チクデンチキキシキョウブ	
	部署名 蓄電池機器事業部	
	担当者 氏名 共同 太郎	担当者 連絡先 (03) 5065 - XXXX
	契約日 平成 24年 9月 30日	
リース期間	平成 24年 9月 30日 から 平成 30年 9月 29日 まで 6年 カ月間	

●設置・施工者情報 ※1

設置・施工 事業者	フリガナ カブシキカイシャカンキョウキョウソウリース 株式会社環境共創リース
設置・施工 責任者	フリガナ キョウドウ タロウ
	担当者 氏名 共同 太郎
蓄電システム 設置・施工期間 ※2	着工日: 平成 24年 9月 1日 完了日: 平成 24年 9月 30日

※1 設置・施工完了証明書を参照ください。
※2 設置工事着工日と完了日が同日の場合、同じ日付をご記入ください。

●補助申請金額

設置蓄電システム	購入金額	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 円
	(A) 補助申請金額	3 3 3 3 3 3 3 2 円
設置工事費 ※3	工事費	1 6 0 0 0 0 0 0 円
	(B) 補助申請金額	5 3 3 3 3 3 3 円
合計金額	(A) + (B) 補助申請総額 ※4	3 8 6 6 6 6 6 5 円

※3 工事費の補助申請を行わない場合は、0円とご記入ください。また、設置工事の補助申請金額(B)は設置蓄電システムの補助申請金額(A)を超えない範囲で申請してください。

※4 (A)+(B)補助申請総額が補助金額の上限1億円を超える金額となる場合は、1億円とご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。)が執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

2枚目に続きます ↓

様式第3（大型カスタム蓄電システム（共同申請者）申請者用）※同意事項

下記の＜同意事項＞の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 24 年 9 月 30 日

対象機器使用者 署名	(会社名) (〇〇工業株式会社) 担当者氏名 法人 太郎 (捺印)	対象機器所有者 署名	(会社名) (株式会社環境共創リース) 担当者氏名 共同 太郎 (捺印)
	<small>※対象機器使用者本人が必ず署名捺印ください。</small>		<small>※対象機器所有者の担当者必ず署名捺印ください。</small>

＜同意事項＞※必ずお読みください。

- 申請書について**
補助金の申請者が、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という。))に、ご提出いただく申請書には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。申請内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ正確な申込みをしてください。
- 共同申請について**
補助対象となる蓄電システムを設置する法人格を有する事業者「リース事業者等」(以下「対象機器所有者」という。))が申請する場合は、対象機器使用者と共同申請を行う必要があります。対象機器所有者と共同申請者が生じ、対象機器使用者と共に共同申請をしてください。補助金は対象機器所有者に交付されますが、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類(補助金無しの場合と補助金額を引いた金額、基本料金、資金コスト(調達金利根拠、手数料、保険料、税金等を明示))を提示してください。
- 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について**
同意事項、またはその他の規約において認められていない行為を行う、または行おうとした場合、SIIは直ちに申請の取り消しを行い、以降の申請を受理しない場合があります。
- 取得財産の管理について**
申請者は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「補助事業財産処分承認申請書」をSIIに提出し、その承認を受けるものとします。申請者が取得財産等を処分することにより、収入がある、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付するものとします。
- 個人情報管理**
SIIは、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等防止に関する適切な措置を行い、また、その真実性を維持することにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、ご記入いただいた個人情報は、申請に係る審査業務に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することを目的に、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。
- 交付の決定について**
交付決定の結果については、交付規程に従って申請者に通知します。なお、申請案件について他の国庫補助事業等に重複して申請している場合、それらを取り下げることを条件に交付決定します。
- 補助対象の調査等**
本事業の適正な実施を図るため、SIIが特別に認める場合を除き、調査への協力が得られない場合、補助金の返還を求めることがあります。また、申請者に対して、必要に応じ電話による問合せや追加書類の提出、補助対象機器設置場所への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。
- 専属的合意管轄裁判**
本同意事項に基づく申請者とSIIとの間に生じた紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 事業の内容変更・終了**
SIIは、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、SIIは、本事業の終了、停止、規約の変更等によって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であってもSIIの故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を負わないものとします。申請者は、本規約の変更については、SIIが自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。
- 免責**
本事業により設置された機器の不具合や故障について、SIIはその責任の一切を負いません。申請者が申請書を発送する際、またはSIIから発送される通知物が申請者に発送される際等に生じる、あらゆる送付物の遅延・紛失・損害等の全ての事故についてSIIは一切の責任を負いません。
- 注意事項**
 - 提出いただいた申請書、及び添付書類は返却致しません。
 - 住所等の変更について、申請者がSIIに対し連絡を行わなかったために、SIIからの通知または送付書類が延滞、不着となった場合でも、当該通知または送付書類は、通常到着すべき時に申請者に到着したものとみなします。
 - 最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容やSIIからの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新のSIIのホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。
 - 申請に關して不明な点は、申請の手引きをご参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。
(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付申請・大型カスタム蓄電システム(共同申請)申請者用

事務局 使用欄	管理番号

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

補助対象機器内訳書

記入日 平成 24 年 9 月 30 日

2 / 17

●対象機器使用者情報

フリガナ	マルマルコウキョウカブシキガイシャ		
会社名	〇〇工業株式会社		
担当者連絡先	(03)	5065	- XXXX

●設置機器情報

蓄電システム メーカー名	株式会社〇〇電機		
蓄電システム 製造場所	東京工場		
蓄電システム パッケージ型番	ABC-5678		
一台あたりの購入金額 ※1	5,000,000	円	× 2 台 = (A) 10,000,000 円
一台あたりの補助申請金額 ※2	1,666,666	円	× 2 台 = (B) 3,333,332 円

※1 一台あたりの購入金額は、消費税を除いた金額をご記入ください。

※2 一台あたりの補助申請金額は、一台あたりの購入金額(消費税除く)の1/3(1円未満切り捨て)をご記入ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

交付番号 S11000000-LB-00000
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇様

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学



平成23年度
定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第8条の規定に基づき
受理し、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日付けをもって申請があった
定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第4条に規定する蓄電システム
とする。

2. 補助金の額は次のとおりとする。

交付決定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
補助金交付決定額	0,000,000円
蓄電システム設置場所住所	〒999-999 〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇 〇〇〇〇

環境 太郎様

設置蓄電システム

蓄電システムパッケージ型番
XXXXXXXXXXXXXXXXXX

3. この補助金は、交付要綱第9条に掲げる事項を条件として交付するものとする。

4. 事業に係る交付実績は、交付要綱第1条に定めるところにより行わなければならない。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が
定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環
シブ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にS11が認める定置用リチウムイオン蓄電
方に交付するものです。

交付番号 S11000000-LB-00000
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇様

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学



平成23年度
定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第8条の規定に基づき受理し、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって申請があった定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第4条に規定する事業とする。
- 補助金の額は次のとおりとする。

交付決定日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
設置蓄電システム交付決定額	0,000,000円
設置工事費補助金交付決定額	0,000,000円
補助金交付決定額合計	0,000,000円
蓄電システム設置場所住所	〒999-999 〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇 〇〇〇〇

環境 太郎様

設置蓄電システム

蓄電システムパッケージ型番	台数
XXXXXXXXXXXXXXXX	1

- この補助金は、交付要綱第9条に掲げる事項を条件として交付するものとする。
- 事業に係る交付実績は、交付要綱第1条に定めるところにより行わなければならない。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第4条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等にSIIが認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
 代表理事 赤池 学 殿

住 所
 補助事業者 名 称
 (対象機器所有者) 代表者名 印

住 所
 補助事業者 名 称
 (対象機器使用者) 代表者名 印

平成 2 3 年度
 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
 返還報告書 (確定に係るもの)

平成 年 月 日付けをもって交付決定のあった上記補助金に係る額の確定を受けたことに伴い、既に交付を受けている補助金のうち当該確定額を超える部分について返還したので、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第 9 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定番号	
2. 既に交付を受けている補助金額	
3. 補助金確定通知額	
4. 返還請求額及び年月日	
5. 返還実施額及び年月日	返還金及び延滞金、加算金の金額をそれぞれ記入すること
6. 延滞金の算出根拠	
7. 未納返還金額	返還金及び延滞金、加算金の金額をそれぞれ記入すること

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第 4 条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所

補助事業者 名 称

(対象機器所有者) 代表者名

印

住 所

補助事業者 名 称

(対象機器使用者) 代表者名

印

平成 2 3 年度

定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金

予約申請取下げ届出書

平成 年 月 日付けをもって予約決定のあった上記補助金に係る予約の申請は、下記のとおり取下げることとしたので、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 補助金予約決定番号	
2. 予約申請の取下げ理由	
3. 取下げられた予約の申請に係る補助対象経費及び補助金の額	
(1) 補助対象経費	
(2) 補助金の額	

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第 4 条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住所
補助事業者 名称
(対象機器所有者) 代表者名 印

住所
補助事業者 名称
(対象機器使用者) 代表者名 印

平成 23 年度
定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付けをもって予約決定のあった上記補助金に係る補助事業計画を下記のとおり、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第 11 条の規定に基づき、予約内容変更の承認を申請します。

また本状に付け加え、計画変更の内容が反映された予約申請書を合わせて送付します。

記

1. 補助金予約決定番号	
2. 計画変更の内容	
3. 計画変更の理由	

なお、下記に該当する計画変更に関して本状では承認できません。

別途様式第 6 「予約申請取下げ届出書」を記入・送付の上改めて予約申請書を作成・送付してください。

- ・ 予約申請者の変更
- ・ 契約又は購入、設置する蓄電システムの変更

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第 4 条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
 代表理事 赤池 学 殿

住 所
 補助事業者 名 称
 (対象機器所有者) 代表者名 印

住 所
 補助事業者 名 称
 (対象機器使用者) 代表者名 印

平成 2 3 年度
 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
 補助事業事故報告書

平成 年 月 日付けをもって交付決定のあった補助金に係る補助事業の遅延等について、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定番号	
2. 事故の原因及び内容	
3. 事故に係る金額	
4. 事故に対して取った措置	
5. 事故が補助事業に及ぼす影響	
6. 補助事業開始日	
7. 補助事業完了予定日	

(備考) 用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第 4 条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
 代表理事 赤池 学 殿

住 所
 補助事業者 名 称
 (対象機器所有者) 代表者名 印

住 所
 補助事業者 名 称
 (対象機器使用者) 代表者名 印

平成 23 年度
 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
 補助事業承継承認申請書

平成 年 月 日付けをもって予約決定のあった上記補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第 14 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金予約決定番号	
2. システム・機器名称	
3. 補助事業の地位の承継理由	
4. 予約決定年月日	
5. 予約決定補助金額	
6. 既に予約を受けている金額	

(備考) 用紙は日本工業規格 A4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第 4 条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所

補助事業者 名 称

(対象機器所有者) 代表者名

印

住 所

補助事業者 名 称

(対象機器使用者) 代表者名

印

平成 23 年度
定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金
補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付けをもって交付決定のあった上記補助金に係る補助事業について、定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付規程第 20 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

補助金交付決定番号	型番	処分の方法	処分の理由	備考

2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び流用の目的）

3. 処分の条件（注 2）

（注） 1. 処分の方法として売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は、用途を記載する。

2. （1）売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手方のある場合は、それぞれ相手方及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。

（2）取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及び共有比率を記載すること。

（備考）用紙は日本工業規格 A 4 とし、縦位置とする。

※一般社団法人環境共創イニシアチブが執行する定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金は、経済産業省が定めた定置用リチウムイオン蓄電池導入促進対策事業費補助金交付要綱第 4 条に基づき、一般社団法人環境パートナーシップ会議に交付される国庫補助金から、一般家庭及び事業所等に S I I が認める定置用リチウムイオン蓄電池を導入する方に交付するものです。